

四国地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第１条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（平成２２年４月１日付け国官総第３６７号の２、国官技第３６９号の２国土交通事務次官通達）並びに国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領及び国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領（平成２０年７月１日付け国官総第１６４号の２、国官技第４７号の２国土交通事務次官通達）（以下、「要領」という。）に基づいて四国地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する四国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第２条 委員会は、四国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針（原案又は案）の提出を受け、各事業を取りまく社会経済状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）について審議を行い、対応方針（案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第３条 委員は、学識経験者等から、局長が委嘱する。

- ２ 委員会は、委員８人以内で組織する。
- ３ 委員の任期は、１年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ４ 委員は、再任されることができる。ただし、６年を限度とする。
- ５ 委員は、非常勤とする。
- ６ 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 第2条の事務を処理する上で特に必要と認められる場合には、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該事業に関し、十分な知見を有する者のうちから局長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該事業の審議に係る期間とする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(関係港湾管理者等)

第5条 第2条の事務を処理するにあたり、委員会は、第2条第一号の規定に従い報告される再評価及び事後評価の結果並びに同条第二号及び第三号の規定に従い提出される対応方針に係る港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

2 第一項の港湾管理者等の委員会への出席については、局長が依頼する。

(運営)

第6条 委員会は、審議方法を定めた委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、四国地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第8条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができるものとする。

(附則)

1 本規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「四国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成15年9月18日）」は廃止する。